

東京都認知症地域医療推進事業実施要綱

	18 福保高在第 202 号 平成 18 年 7 月 14 日
一部改正	20 福保高在第 182 号 平成 20 年 6 月 23 日
一部改正	21 福保高在第 103 号 平成 21 年 6 月 4 日
一部改正	21 福保高在第 178 号 平成 21 年 12 月 7 日
一部改正	22 福保高在第 335 号 平成 22 年 10 月 13 日
一部改正	23 福保高在第 152 号 平成 23 年 7 月 8 日
一部改正	27 福保高在第 191 号 平成 27 年 6 月 19 日

1 目的

認知症の人が在宅での生活を継続するために重要な役割が期待されるかかりつけ医（主治医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術、認知症の人や家族への対応を習得させることにより、地域における認知症の人への支援体制の充実を図る。

2 認知症サポート医養成研修

(1) 事業内容

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医（以下「サポート医」という。）を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る。

(2) サポート医の役割

サポート医は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他のサポート医との連携体制の構築
- イ 各地区医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 東京都医師会及び各地区医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

(3) 実施主体

本事業の実施主体は東京都とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（愛知県大府市）に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

東京都知事（以下「知事」という。）が、東京都医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし、適当と認めた医師とする。

ア 地域において認知症の診療（早期発見等）に携わっている医師

イ 「（２）サポート医の役割」を適切に担える医師

なお、本研修終了後には「（２）サポート医の役割」を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

サポート医として必要な下記の内容などの修得に資するものとする。

ア かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術

イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地区医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

(6) 受講の手続等

受講の手続等は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが定める研修要綱に基づき行う。

(7) 修了証書の交付等

ア 研修修了者に対する修了証書は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長が交付するものとする。

イ 知事及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

ウ 知事は、研修修了者の情報について、東京都医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者の氏名、勤務（開業を含む。）している医療機関等の名称、所在地及び電話番号等を記載したリストを作成し、東京都が運用するホームページを活用して、そのうちの全部又は一部を公開することとする。

エ 知事は、ウで作成したリストを、地域の連携促進を図るために東京都医師会に、また、区市町村が作成・配布する広報誌・印刷物等への掲載などを可能にするために区市町村に情報提供し、都内の認知症の人及び家族等の利便性向上を図るものとする。

(8) その他

- ア 研修参加者は、旅費、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等に係る実費相当分について負担するものとする。
- イ 知事は、研修受講費用について、必要に応じて研修参加者に負担させることができるものとする。
- ウ 知事は、サポート医が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に努めるものとする。
- エ 知事は、本研修修了者について、認知症施策推進事業等への参画を図るなど、地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年 7月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。